

# 2024 年度事業計画

2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日

## 1. 基本方針

2023 年度の新設住宅着工は、物価・資材高騰の影響による住宅価格の上昇が顕著になり、消費者の住宅取得マインドが低下するなど、持家を中心に厳しい状況が続いた。こうした中で当協会としては、住宅投資促進のための経済対策・税制対策が早急に講じられるよう、住宅生産団体連合会と連携して要望活動を行った。その結果、物価高騰の影響を受けやすい子育て世帯や若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や省エネ改修を支援する「子育てエコホーム支援事業」の創設、高効率給湯器や高断熱窓の設置等の省エネリフォーム支援策等が 2023 年度補正予算に盛り込まれるとともに、2024 年度税制改正大綱において、子育て世帯等に対する住宅ローン減税の借入限度額の維持・継続等が図られた。2024 年度はこうした政策について消費者への的確に情報を提供するとともに、引き続き住宅市場の動向を見極めた対策が講じられるよう要望・提言活動を実施していく。

「2050 年カーボンニュートラル」の実現を目指す我が国においては、住宅・建築分野における省エネルギー化、脱炭素化に向けた取り組みを一層強化することが大変重要である。CO<sub>2</sub>を吸収して成長し炭素を蓄える働きを持ち、再生可能な循環資源である「木材」を構造材とするツーバイフォー住宅・建築の供給を通じてこれに貢献していく。中でも国産木材の活用については、活用に積極的な会員事業者が取り組み状況を発信できる制度の普及を図っていくこととする。

技能者の後継不足等は深刻化しており、建設分野においてもより一層の生産性向上や人材確保の取り組みが必要になっている。そのため当協会においても、引き続き生産性向上に資する技術開発や技術基準整備等に取り組むとともに、建設業界全体としての技能者不足への取り組みと連携しながら、人材確保と育成を図っていくこととする。

2024 年 7 月にはツーバイフォー工法のオープン化から 50 年、また、2026 年 11 月には当協会の設立から 50 年という節目の年を迎える。そこで 2024 年度から 2026 年度の 3 か年にわたり「ツーバイフォー 50 周年」として事業活動を展開し、ツーバイフォー工法の一層の普及と発展を図ることとする。

2024 年度はこうしたツーバイフォー工法をとりまく社会的環境のもとで、以下の事業を推進していく。

## (1) 技術の研究開発及び技術基準の整備等に関する事業

- ① 「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」の2025年度分の施行等に対応して必要な措置を講じる。
  - ア ツーバイフォー工法に必要な技術的対応方法をホームページ、講習会等で順次解説する。
  - イ 軸組工法用に作成された「設計支援ツール」及び「確認申請・審査マニュアル」に関し、国土交通省の監修のもと枠組壁工法に関する部分についての別冊を作成し、講習会を実施する。
  - ウ 昨年度取得した繊維系断熱材付加断熱仕様の防火構造に続き、準耐火構造の大臣認定を取得する。
  - エ 階数に応じて要求される耐火性能基準の合理化により制定された90分耐火構造について、告示基準よりも軽減される耐火仕様の検討結果に基づき、大臣認定の取得を検討する。
- ② 生産・施工システムの合理化のため開発したパネル工法の実用化に向けて、生産・施工に関わる会員企業による委員会を組織し、普及に向けた課題抽出、解決策立案を行う。
- ③ ツーバイフォー工法による中高層建築物（4～6階建て）の構造計算ルート及び混構造における剛性率規定等の合理化について、基準が公表され次第試設計に取り組み解説書を作成する。
- ④ 公共建築工事に参入するために、会員会社と連携し、パネル工法の設計・生産・施工体制の構築を検討する。

## (2) 技能者の育成・確保

- ① 建設キャリアアップシステム及び特定技能外国人受入れ制度について、建築大工に関して会員が円滑に利活用できるよう関係団体と連携を図りつつ適正な運用等を確保する。
- ② 「枠組壁建築技能士」資格取得推進のために、優秀フレイマー表彰を継続実施するとともに協会内外に向けて資格取得のメリットを発信し周知を図る。

## (3) リフォーム事業の推進

最新のリフォーム支援事業内容の把握と周知を徹底する。また、営業担当者への支援として、支援事業内容の解説と具体的なリフォームへの取り組み手法の講習会を検討する。

#### (4) 広報活動の推進

- ① ツーバイフォー工法オープン化 50 年及び当協会設立 50 年に合わせ、2024 年度から 2026 年度にかけて「ツーバイフォー 50 周年」の事業活動を実施する中で、消費者等のツーバイフォー工法に対する認知度向上に向けた広報活動を展開する。
- ② メールマガジン、ホームページ、会報誌のそれぞれの特性を活かしつつ、的確な情報をタイムリーに会員へ提供する。

#### (5) 講習・セミナー等の推進

- ① 受講者の経験・能力に対応した各種講習会を支部と本部の連携のもと、Web を活用しつつ引き続き実施する。
- ② 2025 年度に施行される省エネ基準適合義務化・構造関係規定の改正等に対応する講習会を新設する。また、営業担当者向けに法令、補助金、支援策の解説・活用講習会を引き続き実施する。
- ③ 耐火建築物の施工に関して、大臣認定および告示に沿った施工方法、注意ポイントを事前に学ぶ講習会を新設する。
- ④ ツーバイフォーへの次世代の若者の知識・興味を喚起する学生向けの出前講座や建築工事体験学習等を推進する。

#### (6) 労働安全衛生活動の推進

労働災害撲滅を目指し、労働災害発生状況報告書の作成、現場安全巡視及び安全ポスターの制作・頒布などを継続実施する。

## 2. 本部事業

### (1) 総務・工法普及に関する事業

#### ① 「ツーバイフォー50周年」の事業活動の推進

2024年度から2026年度にかけて「ツーバイフォー50周年」として事業活動を展開し、ツーバイフォー工法のより一層の普及・発展を図る。2024年度は主に以下の事業を実施していく。

##### ア 広告展開

50周年を機にツーバイフォー工法の特長に関する一般消費者等のさらなる認知度向上を図るために、インターネット等を活用した広告展開を実施する。

##### イ 広報ツールによる告知活動

ポスターやリーフレット等の広報ツールを制作し、会員各社のショールーム・事務所等における告知活動を推進する。

##### ウ 記念講演会開催

記念講演会を開催し、オンラインで全国の会員の視聴を可能にするとともに報道関係者等も招待しあらためてツーバイフォー工法の優位性を訴求する。

#### ② 会員への情報発信

ア ホームページ、メールマガジン、会報誌のそれぞれの特性を活かしつつ、適時適切な会員への情報発信を行う。

イ 機動的な情報提供のためメールマガジンの臨時便を積極的に活用する。

#### ③ 渉外活動

住宅生産団体連合会の各種委員会等への参画により、最新の住宅関連情報等を収集・発信し諸課題に取り組むとともに、住宅政策への提言・要請等を行う。

#### ④ 総務関連事業の遂行

ア ツーバイフォー工法による住宅及び施設系建築の着工動向を把握し、広報活動や政策要望等の基礎資料とするため、引き続き「ツーバイフォー建築自主統計調査」を実施する。

イ 業務フローの点検、見直し等により業務の効率化と経費節減を図り、引き続き健全な財務体質の確保に努める。

### (2) 技術の研究開発及び技術基準の整備等に関する事業

#### ① 「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」への対応

ア 法改正に対応した資料提供専用ホームページを開設し、タイムリーな情報提供を実施する。掲載内容は枠組壁工法に必要な省エネ関連の基準、各種大臣認定の利用方法、仕様基準における適合商品（開口部サッシ、空調、給湯設備）のリスト、断熱施工部位の施工基準等を掲載する。

イ 軸組構法用に作成された「設計支援ツール」及び「確認申請・審査マニュアル」に関し、国土交通省の監修のもと枠組壁工法に関する部分についての別冊を作成する。

ウ 省エネ基準適合義務化・構造基準改正講習会を開催する。

- ・仕様基準による断熱基準適応方法、断熱施工部位の施工基準の解説
- ・枠組壁工法の構造基準の改正に合わせた設計法の解説

エ 昨年度取得した繊維系断熱材付加断熱仕様の防火構造に続き準耐火構造の大臣認定の取得を計画する。

オ 階数に応じて要求される耐火性能基準の合理化により制定された 90 分耐火構造について、告示基準よりも軽減される耐火仕様の検討結果に基づき、大臣認定の取得を検討する。

## ② 生産・施工システムの合理化

ア 生産・施工システムの合理化のため開発したパネル工法の実用化に向けて、生産・施工に関わる会員企業による委員会を組織し、普及に向けた課題抽出、解決策立案を行う。

イ 新規にパネル工法に取り組む設計者、生産者、施工者に向けてパネル基準や特記仕様書などの実務的な運用方法等に関わる講習会を実施する。

ウ 公共建築工事に参入するため、会員会社と連携し、パネル工法の設計・生産・施工体制の構築を検討する。

## ③ 技術基準の整備等

ア 当協会が監修した壁量計算、耐震等級計算ソフト「らくわく」の改修を行う。

イ ツーバイフォー工法による中高層建築物（4～6 階建て）の構造計算ルート及び混構造における剛性率規定等の合理化について、基準が公表され次第試設計に取り組み解説書を作成する。

ウ 内閣府の所管する「木材需要拡大に資する大型建築物普及のための技術開発」(BRIDGE) で検討されている「CLT+2x4」に関連して、下層が CLT とツーバイフォーの立面混構造の研究に関し実用化のための課題に取り組む。

## (3) 設計・施工の品質向上等に関する事業

### ① 技能者の育成等支援

ア 建設キャリアアップシステム及び特定技能外国人制度について、建築大工に関して会員が円滑に利活用できるよう、関係団体と連携を図りつつ適正な運用等の確保に努める。特に、会員数が増加傾向にある「特定技能外国人受け入れ特別会員制度」については、会員の人材確保支援策として一層の普及を図る。

イ 「枠組壁建築技能士」資格取得推進のために、優秀プレーマー表彰を継続実施するとともに協会内外に向けて資格取得のメリットを発信し周知を図る。

ウ 働き方改革関連法に関して、セミナーによる啓発および情報提供を実施することにより、各会員が的確に法改正に対応できるように努める。

## ② リフォーム事業の推進

ア ツーバイフォー住宅のリフォーム事業に新規参入する事業者向けに、技術ポイント解説の講習会を実施する。

イ 営業担当者への支援として、支援事業内容解説と具体的なリフォームへの取り組み手法の講習会を実施する。

ウ 関連団体との連携により、省エネリフォームや断熱改修の最新セミナー等の情報を会員へタイムリーに提供する。

エ 既存住宅、増改築住宅に係るカーボンニュートラル関連情報と建築物省エネ法関連の最新情報を収集し情報提供を図る。

## ③ 労働安全衛生活動の推進

労働災害撲滅を目指し、労働災害発生状況報告書の作成、現場安全巡視及び安全ポスターの制作・頒布などを継続実施する。

## ④ 国際的活動による情報収集・発信

2024年度はアメリカのポートランドでBEC(Building Experts Committee)が開催される予定であり、協力体制を構築する。

# (4) 環境対策に関する事業

## ① 省エネ対策等の推進

ア 2021年度策定の「第四次環境行動計画」の推進で会員の環境対策への取り組みの周知を図る。

イ 2050年カーボンニュートラルに向け、関連情報と建築物省エネ法関連の最新情報を収集し情報提供を図る。また、東京都省エネ・再エネ住宅推進プラットフォームにも参画し、会員に最新情報を提供していく。

ウ 子育てエコホーム支援事業に関する最新情報を収集し、会員への情報提供を図る。

## ② 廃棄物適正処理の普及・啓発

ア 住宅生産団体連合会等関連団体が開催する廃棄物適正処理等に関する委員会や講習会等の最新情報を会員に提供する。

イ リフォームや改修工事等、石綿含有建材やフロンガス、太陽電池等の適切な廃棄・処理等カーボンニュートラルに関連する最新情報を収集し情報提供を図る。

## ③ クリーンウッド法への対応

2023年に改正されたクリーンウッド法の施行に伴う最新の情報収集と情報提供を図る。

## (5) 部資材に関する事業

### ① 関連部資材等の情報発信と地域材活用の推進

ア 協会ホームページで会員各社が扱うツーバイフォー関連部資材等に関する情報紹介を継続実施する。

イ 協会ホームページ内の「コンポーネント会社情報」で、全国のコンポーネント会社の事業内容を詳細に紹介する。

## (6) 瑕疵保証等に関する事業

協会ホームページやメールマガジンで、特定団体住宅保険のメリットや各保険会社の商品情報などの発信をする。また、各保険会社と協力体制を取り、会員に対し事故防止策の啓発や保険商品の紹介を積極的に実施していくことにより、団体保険利用の増加に努める。

また、新たな会員支援として地盤保険及び法人向け集団扱い損害保険制度の紹介を開始する。

## (7) 講習会等に関する事業

資格登録講習会、基本知識取得講習会、設計・施工スキル向上講習会、ウェブセミナー及び次世代の若者の知識・興味を喚起する学生向けの出前講座等を引き続き実施する。また、法改正に対応する講習会及び耐火建築物の施工に対応する講習会を新たに開設する。

### 【新設講習会】

#### ① (仮称) 法改正 2025 年度施行適応セミナー

(省エネ基準適合義務化・構造基準改正および4号特例廃止対応)

2025年度以降の新築に対する省エネ基準の全面義務化、構造基準の改正に向け、すべての会員事業者が十分に対応できるようにするための講習会。また、4号特例の廃止に対応できるように手法を具体的に解説。

#### ② (仮称) 耐火建築物 施工方法のポイント

耐火建築物の施工に関して、大臣認定および告示に沿った施工方法、注意ポイントを事前に学ぶ講習会。

### 【既設講習会】

#### ① 資格取得講習会

ツーバイフォー工法の設計・施工に係る品質確保を的確に図るために、枠組壁工法耐火建築物設計者(耐火設計者)、自主工事検査員、耐火構造検査員、瑕疵保険の団体検査員の各資格を取得・登録するための講習会を実施する。

## ② 基本知識取得講習会

主に新入社員、職種変更、キャリア採用者を対象に、ツーバイフォー工法の特徴をわかり易く解説する以下の講習会を実施する。

ア ツーバイフォー工法の特徴や営業トークに活かせる長所取得を目的として新入社員をはじめとする幅広い方々に学んでいただく基本セミナー

イ 設計・施工の基礎知識取得を目的とした設計施工講習会

ウ ツーバイフォー工法によるリフォーム事業あるいは耐火建築に関する業務にこれから携わる方を対象にした、技術的な注意点等を解説する講習会

## ③ 設計・施工スキル向上講習会

実務に携わる技術者・技能者がその職務経験・能力に応じテーマ別に専門的スキルの習得と向上を目指していただくための講習会について、2024年度は法改正の対応のため施工実務者基本講習会のみ実施し、設計基本基準講習会、耐力壁と壁線のずれを考える設計講習会、床開口を考える設計講習会の3講習は中止し2025年度再開に向けての準備を行う。

## ④ ウェブセミナー

ウェブを利用し、場所や日程の制約を受けることなく受講できる以下のセミナーを実施する。

ア ツーバイフォー工法の構造設計に関する知識・技術を習得できるセミナー

イ ツーバイフォー基礎知識習得セミナー

ウ リフォーム基礎知識習得セミナー

## ⑤ 学生向けプログラム

建築を学ぶ学生等にツーバイフォー工法や関連企業の活動について興味と知識を持っていただくために、工業高校や大学等の関係学科の協力を得て、出前講座、建築現場見学会等を開催する。

## 2. 支部事業

### ◆北海道支部

#### (1) 支部運営方針

昨年の5月に新型コロナの感染法上の位置付けが季節性インフルエンザなどと同じ5類に移行し、生活、経済活動共に通常に向けて動き出し、新たな時代に入った感があるものの、我々住宅業界の環境は厳しさを増し、2023年の新設住宅着工数は全国で82万戸を割り込む結果となり、その状況は2024年に入っても先が見えないが、北海道内はさらに厳しい環境にあると考える。その様な状況ではあるが北海道新幹線の札幌延伸に向けての工事や札幌市中心部の再開発、次世代半導体生産に向けて千歳市で進むラピタスの工場建設など、将来に向けての新たな動きもあり、大きく変わる環境の下、今年はツーバイフォーオープン化50年を迎えることから、ツーバイフォー工法のさらなる進化と様々な分野への普及拡大を目指し活動する。

#### (2) 支部重点課題

- ・非住宅分野へのツーバイフォー工法普及

#### (3) 総務・広報に関する事業

- ① 総会、幹事会の運営
- ② 外部団体（官公庁、関連機関）との交流
- ③ 新規会員勧誘活動
- ④ 協会・支部PR（新聞、業界誌掲載等）
- ⑤ 支部ホームページの改定
- ⑥ ツーバイフォー50周年事業への参加（本部事業）

#### (4) 工法普及に関する事業

- ・協会活動の活性化、ツーバイフォー工法PR

#### (5) 技術開発・普及等に関する事業

- ・本部事業の運営及び推進

## (6) 講習会に関する事業

- ・本部主催講習会への協力

## ◆東北支部

### (1) 支部運営方針

支部会員への情報発信・技術力向上を図ると共に、更なるツーバイフォー工法の普及に努める。

### (2) 支部重点課題

支部会員へ十分なメリットを訴求出来ていない事で正会員が減少傾向にある。支部会員の情報共有の場の提供

### (3) 総務・広報に関する事業

- ① 東北支部ホームページを活用し、会員会社情報の提供を行う。
- ② 関連会社様入会のための情報収集を行い、DM等の入会の促進をする。
- ③ 本部と連携し周年事業による工法普及を行う。

### (4) 工法普及に関する事業

工業系高等学校等へ向けての建て方講習会、構造見学会の実施

### (5) 技術開発・普及等に関する事業

- ① 基本的には本部主催のWEB講習会への参加を支部会員へ案内する。  
ただし、対面でなければならぬ技能検定事前講習会については、技能検定試験の日程に合わせて支部にて実地していく。
- ② 技術研修会として中・大規模建築物（非住宅）の構造見学会の実施

### (6) 講習会に関する事業

枠組壁建築技能試験の事前講習会の実施（仙台にて）

### (7) その他

- ① 2024年度通常総会：2024年5月17日  
幹事会・部会長会議：7月、12月、2月、3月
- ② 震災等への支部としての対応

## ◆北陸支部

### (1) 支部運営方針

ツーバイフォー工法に関する調査研究と開発の推進及び各界各層での認知度の向上に努める本部の活動の情報共有し、一般ユーザー及び会員へのサービスの向上を図る。

### (2) 支部重点課題

- ① 能登半島地震での災害復興支援活動に率先的に参加し、1日も早い復興を目指す。活動で得た知識を基に今後の復興支援活動につながる情報を発信する。
- ② 地元の工務店、設計事務所、協会理念に同意頂ける企業様等に協会への加入の勧誘を行い、会員数の増加をめざす。
- ③ 国産ツーバイフォー材の普及に向けて、北陸試験機関や製材・プレカット業者等と協議。会員間で国産材普及に向けた具体的な課題や対策を話し合う場を設ける。

### (3) 総務・広報に関する事業

- ・ 在来工法メーカー地方ゼネコンへのツーバイフォー工法建築普及PR
- ・ 紹介リーフレットの配布「ツーバイフォーは耐震性に自信があります」「ツーバイフォー工法施設系建築ガイド」「子育てエコホーム支援事業の概要」「こども未来住宅支援事業の概要」

### (4) 工法普及に関する事業

- ・ 各会員社内スタッフに対して、枠組壁工法を深く知るための勉強会等を本部主催のWEBセミナーを活用し認知度向上を目指す。
- ※講習会「(仮称)2025年度法改正適応セミナー」開催
- ※ツーバイフォー工法 施工実務者基本講習会
- ・ その他、WEBセミナー以外の支部活動を実施。
- ※災害復旧支援活動に適したツーバイフォー工法に関する講習会実施  
(コンテナハウス・トレーラーハウス含む)

### (5) 技術開発・普及等に関する事業

安全な工事と顧客への現場満足度を高めるための勉強会を開催する。

- ・ ツーバイフォー工法のインスペクション技術講習会
- ・ ツーバイフォー工法の既存住宅における改装工事の長期優良化に関する講習会

## (6) 講習会に関する事業

現場管理者向け・大工職人育成や枠組壁技能講習会の開催及び大工職人への国家検定受験の推進ならびに事前講習会の開催

- ・本部主催のWEBセミナーを最大限活用
- ・他支部との情報共有の活性化と技術交流会実施

※新部材に関する講習会

※リフォームの断熱強化講習会

## (7) その他

コスト低減・人員確保

- ・設計・積算業務の国外外注化による人材確保及びコスト改善の為の勉強会実施
- ・学生を対象としたツーバイフォー工法の基本セミナー実施

営業研修

- ・最新のウェブマーケティングセミナー（ホームページ、SNS等）
- ・ファイナンシャルプランナーによる資金繰りセミナー
- ・インテリアコーディネーターによる内外コーディネートセミナー
- ・外構デザイン力をアップするランドスケープデザイナーセミナー

省エネ性能・その他研修

- ・YKKAP PSスタジオ視察
- ・グランピング施設視察

## ◆東海支部

### (1) 支部運営方針

ツーバイフォー工法の基本性能と品質の高さ、工期面・コスト面でのメリット、リフォームのしやすさといった長所をアピールし、会員会社の営業優位性を助勢する。戸建て・住宅にとどまらず、中高層・施設系建築等への進出を後押しするべく、ツーバイフォー工法が優しさや温かみをもつ木材を使った、合理的で資産価値の高い工法であるとの情報発信を継続する。木材という再生可能な循環資源を利用することは、「2050カーボンニュートラル」の実現への貢献となることを訴求する。

### (2) 支部重点課題

- ・「ツーバイフォー50周年」事業
- ・既存の会員がメリットを感じられる活動とサービスの提供
- ・新規入会会員、特に一種正会員の獲得(特にビルダーを中心に獲得)

### (3) 総務・広報に関する事業

- ① 支部定時社員総会、新年賀詞交歓会、幹事会等の開催
- ② 新規入会会員の勧誘等会員の拡大に関すること
- ③ 愛知ゆとりある住まい推進協議会等地域行政機関主催による各種会議への参画と事業協力
- ④ 地域行政機関及び他団体の主催する講習会の開催等に関する情報伝達

### (4) 工法普及に関する事業

枠組壁工法耐火建築物設計者講習会の開催

### (5) 技術開発・普及等に関する事業

- ① 大規模・中層建築物見学会の開催
- ② 国産木材の普及及び活用の促進

### (6) 講習会に関する事業

- ① 営業系、プレゼン力に関する新規講習会の開催
- ② 情報提供系・関係者の能力向上のための各種講習会、労働安全に関する研修会の開催
- ③ 大規模・中層建築物見学会の開催
- ④ 本部主催の講習会への協力

## ◆関西支部

### (1) 支部運営方針

関西地区に根ざしたセミナーや研修会等を開催することにより外部への発信力を高めるとともに工法の周知を行い入会促進を図る。

### (2) 支部重点課題

三委員会(需要開発委員会・会員活動委員会・技術委員会)それぞれの活動をさらに活発化させ時代要求に即した情報を会員に提供する。

### (3) 総務・広報に関する事業

- ① 会員相互による交流の実施
- ② 会員へ書籍の配布

- ③ 支部功労関係者の表彰の実施
- ④ ホームページによる情報発信

#### (4) 工法普及に関する事業

- ① 他団体や地方自治体の各種事業への参加
- ② ものづくりマイスターによる学生への工法普及活動の実施

#### (5) 技術開発・普及等に関する事業

- ① ツーバイフォー工法基本セミナーの実施  
(営業トークに活かせる長所習得から設計の基本まで)
- ② 実はリフォームが一番適しているツーバイフォー工法講習会の実施  
(技術ポイント習得セミナー)

#### (6) 講習会に関する事業

(仮称)2025 年度法改正適応セミナーの実施

### ◆広島県支部

#### (1) 支部運営方針

- ① 2024 年度も、高品質で高性能なツーバイフォー住宅をより一層供給するよう取り組んでいく。
- ② 2024 年度においても、広島県支部の会員数の減少を食い止めるとともに、新規会員の勧誘にも努めていきたい。

#### (2) 支部重点課題

- ① 2024 年度は、国の枠組壁建築技能検定試験が開催されないため、技能検定試験受験のための講習指導者を対象に研修会を開催する。
- ② 会員企業の技術者の技術力の向上等を図るため、各種講習会を開催し会員の資質向上に努める。

#### (3) 総務・広報に関する事業

- ① ひろしま住生活月間行事に参画
- ② 広島県住宅産業三団体協議会活動に参画

#### (4) 工法普及に関する事業

- ① 広報委員会の開催
- ② 技術委員会の開催

#### (5) 講習会に関する事業

- ① 技能検定試験受験のための講習指導者向け研修会の開催
- ② 検査員登録等各種講習会の開催
- ③ 本部、広島県、広島市等の講習会及び研修会等を会員に周知

#### (6) その他

- ① 幹事会
  - 原則として、2～3カ月に1回程度開催
- ② 定時総会
  - 2023年度事業報告、収支決算案の承認
  - 2024年度事業計画及び収支予算案の承認
  - 任期満了に伴う役員の改選について
  - 開催日 2024年5月9日
- ③ 労働安全衛生に関する件
  - 広島県建築安全安心マネジメント推進協議会に参画
  - 広島県低層住宅建築工事安全対策協議会に参画
- ④ すまいづくりに関する件
  - ひろしますまいづくり支援ネットワーク会議に参画
  - 広島県「減らそう犯罪」推進会議に参画
  - 広島すまいづくり連絡協議会に参画
  - 広島県木造住宅生産体制強化推進協議会に参画

### ◆四国支部

#### (1) 支部運営方針

2024年度も地域型住宅グリーン化事業への参加を継続し、支部会員だけでなく一般ユーザー様方にもツーバイフォー工法の性能・技術についてアピールするひとつの媒体になればと考えている。宣伝広告はこれまで通りウェブサイトを中心に活用し、話題性のある案件や重要な情報はメディアを通じて発信出来るよう働きかけを行い、信頼性や安心度を高め四国地方におけるツーバイフォー工法のさらなる周知やシェア拡大に繋げていきたい。

## (2) 支部重点課題

これまでの啓発活動を継続するのは勿論のこと、今まで以上にツーバイフォー住宅の魅力をわかりやすく一般ユーザー側に発信する。また、四国でも要望に沿った講習会の開催を検討する。

## (3) 総務・広報に関する事業

地域型住宅グリーン化事業を継続する。

## (4) 工法普及に関する事業

予算の範囲内で協会のパンフレットを支部会員へ配布し販促ツールとして活用いただくとともに、ツーバイフォー住宅の周知に取り組んでいく。

## (5) 技術開発・普及等に関する事業

大中規模建築物や非住宅建築物の木造化の推進に取り組んでいく。

## (6) その他

「ツーバイフォー50周年」のイベントを企画する。

## ◆九州支部

### (1) 支部運営方針

ツーバイフォー工法のオープン化から50年という節目の年を迎え、九州地区に於けるツーバイフォー工法により一層の普及とSDGsへの貢献とした木造建築を、住宅のみならず施設系建築のシェア拡大を図ると共に、生産体制の確保と技術力向上の為にサービス提供を行う。九州内の建物や施設見学のイベントを実施し、木構造におけるツーバイフォー工法の優位性を広く啓発することで、会員満足度の向上・会員数の増加・シェアの拡大を図る。

### (2) 支部重点課題

- ① 脱炭素社会の実現に向けた社会貢献の為に取り組みを図る
- ② 非住宅大規模ツーバイフォー建築物の工法の周知と会員間の情報共有を図り、国産材利用促進を図る

### (3) 総務・広報に関する事業

- ① 新規会員入会促進
- ② 会員向け講習会等の費用補助
- ③ ツーバイフォー工法オープン化 50 年並びに当協会設立 50 年に合わせ、2024 年度から 2026 年度にかけて「ツーバイフォー50 周年」の事業活動を実施する中で、消費者等のツーバイフォー工法に対する認知度向上に向けた広報活動を展開
- ④ 協会主催講習会・研修会の積極的告知（WEB 中継方式を含む）

### (4) 工法普及に関する事業

- ① (仮称) 2025 年度法改正適応セミナーの実施
- ② ツーバイフォー工法 設計施工講習会の実施

### (5) 技術開発・普及等に関する事業

九州内の施設系大型木造建築物見学会の実施（鹿児島県予定）

### (6) 講習会に関する事業

- ① 耐火建築物設計者講習会の実施
- ② 検査員登録講習会の実施

### (7) その他

2024 年度 優秀フレイマー表彰

以上